

< 建築協定適合審査、承認までの手順 >

- ① 施工業者等（以下、「申請者」という。）は建築協定適合審査に必要な次の書類を作成し、建築協定運営委員会委員長（以下、「委員長」という。）に提出して下さい。

< 建築協定適合審査に必要な書類 >

- A 土地所有者等の変更届（所有者全員記入のこと）
- B 松が丘グリーンポリス住宅地区に於ける建築計画協議書
（添付書類） 配置図、立面図（4面）、工程表
- C 誓約書（施主用）
- D 誓約書（施工業者用）

- （注意事項） 土地の表示欄には地番を記入して下さい。
建築協定第6条第5項の緩和条件を適用する場合は、その根拠となる説明書を添付するか、図面に明示して下さい。
書類A～D、添付図面は各2部提出して下さい（1部はコピー可）。
提出方法（郵送・持参）は委員長と調整して下さい。

- ② 建築協定運営委員会を開催し、当建築協定適合の可否を審査します。
原則として委員会は申請書類受理日から15日以内に高槻市北清水公民館（高槻市清水台1-7-1）で開催しますが、申請者と協議の上、決定します。
委員会には申請者も出席して下さい（念のため修正印を持参して下さい）。
建築協定適合を承認できれば、その場で下記書類（E、F）をお渡しします。
申請者と建築協定運営委員会の双方で書類A～Fを保管します。

< 建築協定適合を承認した後にお渡しする書類 >

- E 建築に関する要望書
- F 建築協定適合確認書

- ③ 申請者が高槻市都市創造部審査指導課に建築協定適合確認書（書類F）を提出します。

ご不明な点がございましたら、委員長にご連絡下さい。

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定運営委員会

第 11 条関係(様式 1 号)

年 月 日

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定運営委員会
委員長 殿

土地所有者等の変更届

甲：元の土地の所有者等

住 所
氏 名
連絡先

印

乙：新しい土地の所有者等

住 所
氏 名
連絡先

印

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定第 13 条の規定により、下記の土地について____
権を甲から乙へ____部移転し、松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定について義務の承継
を告知し同意を得ましたので協定遵守の誓約書（書式 C）を添えて提出します。

記

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定に係る土地の表示：

高槻市松が丘 丁目 番

第 12 条関係（様式 2 号）

年 月 日

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定運営委員会
委員長 殿

施主
住所
氏名
連絡先

印

松が丘グリーンポリス住宅地区に於ける建築計画協議書

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定第 8 条の規定により建築計画協議書を提出しますので承認願います。

協議に係る土地の表示：高槻市松が丘 丁目 番

建築の内容（該当するものを○で囲んでください）

- ・新築
- ・増築
- ・用途変更
- ・変更内容

提出書類 （注）下記の提出書類は各 2 部提出して下さい（1 部はコピー可）。

書式 A

書式 B（本紙）（注）当建築協定第 6 条第 5 項の緩和条件を適用する場合は、その根拠となる説明書の添付または図面に明示して下さい。

書式 C

書式 D

- ①配置図
- ②立面図（4 面）
- ③工程表

<書式C>
年 月 日

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定運営委員会 御中

住 所
施 主
連絡先

印

誓 約 書

私および同居の家族一同は、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

記

1. 松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定書及び建築協定運営委員会規則
2. 事前協議を行い当運営委員会の承認を得た物件でも変更が生じた場合、工事に着手する前に当運営委員会と協議すること。
3. 事前協議には所定の書式を使い図面を添付すること。

以上

<書式 D>
年 月 日

松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定運営委員会 御中

施工業者 印
所属
所在地
連絡先
施工責任者 印

誓 約 書

当社は 邸(土地の表示 高槻市松が丘 丁目 番)の設計・
施工に関して、松が丘グリーンポリス住宅地区建築協定を遵守するとともに、下記の項目も
遵守することを誓約いたします。

記

1. 平日 7 時 30 分から 8 時 30 分の学童通学時間帯は工事車両の出入りを自粛すること。
2. 工事車両は交通安全対策を講じて地域の交通安全を図ること。また工事車両は必要
最小限に絞り、路上駐車を少なくすること。

以上